

第三種給与奨学生志望のてびき

理工系大学院に在学する中近東、アフリカ、
中央アジア圏、東南アジアおよびメコン地域の
産油・産ガス国からの留学生向け給与奨学金

(2015年度)

内 容

- I 公益財団法人 日揮・実吉奨学会について
- II 第三種給与奨学金制度のあらまし
- III 申請書類の記入のしかた

につき・さねよししょうがくかい
公益財団法人 日揮・実吉奨学会

JGC-S SCHOLARSHIP FOUNDATION

I 公益財団法人 日揮・実吉奨学会について

■ 設立の趣旨

実吉雅郎氏(Masao Saneyoshi, 1893-1967)は、生前 40 年の長きにわたり日揮株式会社(JGC CORPORATION)を主宰し、同社が世界を代表するエンジニアリング会社に発展する礎を築くとともに、我が国の産業経済発展の原動力となる科学・技術の発展と、世界に通用する科学者、技術者の育成に情熱を傾けました。当会は、同氏の強い遺志に従い、その寄付を基本財産として 1968 年に設立された奨学団体です。

■ 当会の事業

当会の事業は、次の 3 つの制度が大きな柱となっています。

①貸与奨学金制度

大学および大学院に在学し、主として、理工系の学科を専攻する日本人学生対象
(2011 年度より新規募集を停止)

②給与奨学金制度

大学および大学院に在学し、主として、理工系の学科を専攻する日本人学生および外国人私費留学生対象

③研究助成制度

大学の若手研究者（正教員）対象

このうち留学生に対する給与奨学金制度②は、海外人材の育成、技術研究の交流、および国際親善のため、本会が指定する理工学系大学および大学院に在学する外国人私費留学生に対し、学費や生活費の一部を支援するものです。

この制度は 1978 年に発足し、その後奨学金の増額や制度の拡充がなされ、現在までに延べ 5 千数百人の私費留学生に給与を行ってきました。今後、これらの人々がいろいろな分野で国際的に活躍することが期待されます。

Ⅱ 第三種給与奨学金制度のあらまし

1. 申請の資格

第三種給与奨学金（以下「奨学金」という）の申請の資格は、当会が指定する大学の大学院理工系研究科に在学中の外国人私費留学生であって、次の条件を満たす者であること。

- ・ 中近東、アフリカ、中央アジア圏、東南アジアおよびメコン地域の産油・産ガス国からの私費留学生であること（医・歯・薬学系は除く）
- ・ 人物・学力ともに優れ、かつ健康であること
- ・ 他の奨学金の受給者でないこと
- ・ 原則として年齢 35 歳未満であること（申請時点）

2. 奨学金の月額と支給期間

奨学生の種類	給与月額	給与期間
第三種給与奨学生 （中近東、アフリカ、中央アジア圏、東南アジアおよびメコン地域の産油・産ガス国からの私費留学生）	150,000 円 （年額 1,800,000 円）	大学の大学院課程の正規修業年限を限度とする。 ただし、修士課程と博士課程は通算しない。また、就学の途中の学年から給与を受ける場合は、その残余期間とする。

3. 申請方法および申請時期（提出期限）

当会所定の「第三種給与奨学金申請書」を、大学（学生部等の留学生担当係）経由で受け取り、4 ページの「Ⅲ申請書類の記入のしかた」をよく読んで、ご記入下さい。申請期限は 4 月 1 日～5 月下旬までとし、大学経由で申請書類を提出してください。（詳しくは大学担当者にご連絡確認下さい）

4. 選考・採用通知

6 月中旬に奨学生選考委員会を開いて採否を決定します。採用された者には、大学を通じ「奨学生採用通知」を送付し本人に通知します。不採用者には通知しません。

5. 採用された場合

採用された者は、大学から当会の「奨学生採用通知」と「誓約書」用紙の交付を受け、誓約書には所要事項を記入・捺印（またはサイン）して、必ず指定の期日までに大学経由で当会に提出してください。理由なく期日までに提出を怠った者は、採用を取り消します。

6. 奨学金の送金

奨学金は、原則として4，7，10，1月の一定期日に、各大学と当会との間で取り決めた方法により送金します。奨学生は大学の指示に従って受け取ってください。

新規採用者には、さかのぼって4，5，6月分および7，8，9月分の6ヵ月分をまとめて7月中旬に送金します。

7. 奨学金の終了・停止

- ・ 給与奨学生が次の各項の1つに該当するときは、給与は終了します。
また場合によっては奨学金の返金を求めることがあります。
 - ① 学生の資格を失ったとき
 - ② 停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 本人が奨学金給与を辞退したとき
 - ④ その他、当会の奨学生として不適当であると当会が認めたとき
- ・ 給与奨学生が休学・留年または長期欠席したときは、奨学金を停止します。無届の場合は、以降支給を打ち切ります。
また場合によっては奨学金の返金を求めることがあります。

8. 給与奨学生の義務など

- ・ 休学、留年、退学その他学生の身分などに変更のあった場合や、住所変更などは、はがき、電話、eメール等で速やかに当会へ連絡してください。
- ・ 7月に給与奨学金受給資格授与式（受給初年度のみ）、その年の秋から翌年1月に面談を行います。大学経由でご案内いたしますので必ず出席して下さい。なお、その際の交通費や宿泊費は当会が負担します。
- ・ 奨学生は、奨学金を有効に使い、学業に励み、学生にふさわしい生活をするとともに、将来も国際人として母国と日本の友好親善ならびに世界平和のために努めることを期待します。

Ⅲ 申請書類の記入のしかた

1. 本人が記入する事項

申請書は、選考上も、奨学生として採用された後も、大切な資料となります。下記の記入要領に従って、申請時の状況を日本語でわかりやすく記入してください。

- (1) 在 籍 大 学：在籍する大学、専攻、課程、学年を記入
- (2) 氏 名：母国語、カタカナ、ローマ字の3通りで記入し、男女のいずれかを○で囲む
- (3) 生 年 月 日：西暦で記入
- (4) 写 真：写真欄のサイズで、6ヵ月以内に撮影した正面脱帽半身像を貼る
- (5) 来 日 年 月：留学のため入国した年月
旅 券 番 号：パスポート番号と入国ビザ(査証)の種類を記入
- (6) 本人現住所：日本での住所を〇〇マンション〇〇号室、〇〇方まで正確に、郵便番号、電話番号、携帯電話番号、メールアドレスも記入する
- (7) 家族住所：当会が奨学生の帰国後も連絡できる母国の家族住所、電話番号を記入する
- (8) 本人の履歴：履歴を、年月順に空白期間のないように記入する
職歴は職名もわかるように記入する
- (9) 家族の状況：父母、兄弟姉妹等について、申請時の年齢、職業（勤務先、職名）または学校名（専攻、学年）、居住地名を記入する
- (10) 本人の生活費：現在、学費・生活費をどのように入手し支出しているか、概要がわかるように平均月額で記入する。「摘要」欄には、アルバイトの内容、これまでの奨学金受給の有無、授業料の減免の有無などを記入する
- (11) 奨学金を希望する理由：具体的に記入する
- (12) 趣味・スポーツ・特技等：それぞれ具体的にわかりやすく記入する
- (13) 研究の概要と卒業後の計画：現在の研究についてテーマや内容を簡潔に記入し、卒業後の計画(予定)が決まっていれば記入する
- (14) 本人・保証人記名捺印：本人が署名し、印があれば捺印する。保証人は、日本に在住し独立の生計を営む人に依頼し、各事項を記入、署名捺印してもらう
- (15) 健康診断：医師により診断結果を記入してもらうか、診断書を添付する

2. 大学の記入をうける事項

本人が記入すべき事項を全部申請書に記入し、署名捺印した上で大学に提出し、大学にて学長、学部長、研究科長の推薦を受ける手続きをして下さい。

(16) 指導教官所見：指導教官に記入してもらって下さい

(17) 推 薦 欄：大学の奨学金担当者に提出し、大学の学長または研究科長の推薦を受けて下さい

■第三種給与奨学生に採用された方は、このパンフレットには奨学生採用後のことも説明してありますので、保存して参考にして下さい。

■個人情報の取り扱いについて

本会がこの奨学金申請により取得する個人情報は、選考作業や採用後に発生する奨学金業務に必要な範囲に限定して、使用いたします。

公益財団法人 日揮・実吉奨学会

JGC-S SCHOLARSHIP FOUNDATION

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1

新大手町ビル

電話:03-3241-2907

FAX:03-3241-2973

HP:<http://www.jgcs.or.jp>

2015.04